

（名称）

第 1 条 本団体は、「中部大学アーチェリー部」と称する。

（目的）

第 2 条 当部は精神統一及び人間教育の場とし、安全性と共に人格の向上の陶冶と部員相互の親睦を図ることを目的とする。

（活動）

第 3 条 「中部大学クラブに関する規程」に則り、活動を行う。

第 4 条 第 2 条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 基本的なフォームの確認や的への集中力を高める練習に関する活動。
- (2) 地域・全国規模の距離別(30m、50m、70m)の大会等への参加。
- (3) 部員相互の親睦をはかることの目的に関する、合宿での部員同士での交流。
- (4) その他、本団体の目的を達成するために必要な活動。

（組織構成）

第 5 条 本団体は、中部大学の学生を構成員（以下「部員」という。）として組織する。

（役員）

第 6 条 本団体には、部長、主将及び会計を置く。ただし、必要がある場合は、その他の役員を置くことができる。

（顧問）

第 7 条 アーチェリー部に顧問を置く。顧問は中部大学の教職員をもって充て、学長が任命する。また、その任期は特に定めない。

（会計）

第 8 条 部員で大会に参加する者は、部費(全日本アーチェリー連盟登録・継続費)を納めるものとする。金額は別に定める。

第 9 条 会計年度は原則、4 月から翌年 3 月までとし、年に一度、部員に会計報告を行い、承認を得るものとする。

（入部及び退部）

第 10 条 入部希望者は、部長にその旨を伝え、規約や規則等の説明を受け、部長が部員登録に登録する。

第 11 条 退部を希望する部員は、部長にその旨を伝え、退部願を提出する。ただし、部員登録更新時に退部する意思のある部員は部員登録用紙に署名しなければ自動的に退部することになる。

第 12 条 第 8 条において、部長は退部を希望する部員に対して、速やかに手続きを行うものとする。

第 13 条 下記の場合には活動の意思がないものと認め、除名に処す。

・ 正当な理由なくして、4 ヶ月以上練習に参加しなかった場合。ただし合宿での練習は含めない。また、3 年の 11 月からはこの除名を受けない。そして、除名執行前に部長は警告する責務を持つ。

第 14 条 退部する者が役員である場合は必ず後任を選出し、その者に引き継ぎを行った後、退部を認める。

(規約の変更)

第 15 条 規約の変更は、役員会議を経た後、部員の 1/3 以上の承認を得るものとする。

(事故防止の義務)

第 16 条 アーチェリー部の構成員全てが事故を未然に防ぐ能力を取得し、常に事故を防ぐための最善の努力をしなければならない。万一、不測の事態が発生した場合、人命救助を最優先する。

(罰則等)

第 17 条 部員が、以下の行為を行った場合は、その程度により、注意喚起し、又は退部を促すことがある。

- (1) 第 2 条の目的から外れた活動を行ったとき。
- (2) 役員が、職務を遂行しなかったとき。
- (3) 第 8 条に定める部費を納めなかったとき。
- (4) 本団体の活動を著しく妨害したとき。
- (5) 学生が本学の定める諸規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったとき。

附 則

本規約は、1971 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本規約は、2025 年 4 月 1 日から施行する。